

令和 7 年

区民委員会会議録

と き 令和 7 年 8 月 2 5 日

品 川 区 議 会

令和7年 品川区議会区民委員会

日 時 令和7年8月25日(月) 午後1時00分～午後2時41分
場 所 品川区議会 議会棟5階 第3委員会室

出席委員 委員長 西村直子 副委員長 藤原正則
委員 こしば新 委員 この孝子
委員 せらく真央 委員 高橋伸明
委員 おぎのあやか

出席説明員 川島地域振興部長 平原地域活動課長
澤邊生活安全担当課長 今井八潮まちづくり担当課長
築山戸籍住民課長 小林地域産業振興課長
栗原創業・スタートアップ支援 辻文化観光スポーツ振興部長
担当課長
大森文化観光戦略課長 守屋スポーツ推進課長

○午後 1 時 0 0 分開会

○西村委員長

それでは、ただいまより区民委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、報告事項、行政視察についておよびその他と進めてまいります。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

1 報告事項

(1) 特別区区民葬儀における助成制度の創設について

○西村委員長

それでは、予定表 1、報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)特別区区民葬儀における助成制度の創設についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○築山戸籍住民課長

特別区区民葬儀における助成制度の創設についてご報告いたします。資料 1 ページをご覧ください。

特別区では、令和 8 年度から、特別区区民葬儀利用者のうち、特別区が指定する民間火葬場を利用した区民を対象とした 2 3 区共通の助成制度を創設することにしました。なお、助成額および助成手続等制度の詳細については、令和 8 年度予算編成の中で検討します。

まず、項番 1、区民葬儀の現状についてです。

(1) 概要です。区民葬儀は、区民の葬儀費用の負担軽減のため、全東京葬祭業協同組合連合会に加盟する区民葬儀取扱業者が行っている葬儀です。メニュー等の詳細につきましては、3 ページ以降のパンフレットのとおりでございます。

戻りまして、(2) 利用方法でございます。死亡届提出時に、戸籍住民課の窓口で区民葬祭券を発行し、利用者は祭壇券、霊柩車券、火葬券（ここには遺骨収集容器も含みます）の 3 つの区分ごとに必要とするものを選び、組み合わせて利用できます。

(3) 区民葬儀取扱事業者についてです。区民葬儀は、区民葬儀取扱事業者で取り扱っております。品川区には、記載のとおり 10 事業者ございます。

(4) 品川区における区民葬儀券の交付状況についてです。令和 6 年度は 244 件の交付を行いました。死亡者に対しては、6.8%の利用となっております。

ページをおめくりください。(5) 品川区における区民葬儀券利用状況についてです。それぞれの区分ごとの利用件数ですが、祭壇券、霊柩車券は減少していますが、火葬券は前年度より 60 件増加しています。

次に、項番 2、助成制度創設の理由です。

区民葬儀取扱業者には、葬祭業者のほか、区民葬儀に協力する霊柩車運営業者や火葬場事業者も含まれますが、特別区内で 6 か所の火葬場を運営する東京博善株式会社が、令和 8 年 3 月 31 日をもって区民葬儀の取扱いを取りやめる旨を 8 月 1 日に公表しました。また、昨今の物価高により葬儀全般にかかる費用が増加していること、および火葬場が区民生活にとって不可欠なものであり、公共的な施設であること等を踏まえ、区民葬儀を利用する方の経済的負担を軽減する観点から総合的に判断し、助成制度を創設することにしました。

項番3の助成期間ですが、今後、制度の利用状況等も踏まえ、事業の在り方を検証していく必要があることや、特別区の区域における火葬場の在り方について検討するため、令和8年度から当面の間とします。

次に、項番4の助成内容です。

区民葬儀の祭壇券などを利用し、かつ特別区が指定する民間火葬場、これは東京博善が運営する桐ヶ谷斎場などの火葬場になりますが、ここを利用した区民に対し、助成を行います。助成額および助成手続等制度の詳細については、令和8年度予算編成の中で検討し、改めて報告いたします。

○西村委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言をお願いいたします。

○おぎの委員

幾つかお聞きしたいところがあるのですが、まず先に、区民葬儀の現状としまして、ただいまご説明にありました区内の10事業者、こちらにお願いするときは組み合わせて使うということで、利用者と事業者が相談して、何を使っていくかと組み合わせて使われると思うのですが、区民葬儀のこの事業を利用するということに、まず桐ヶ谷斎場等の民営と、臨海斎場、公営と、どちらを選んでも両方使えて、火葬の部分だけ民営だと5万9,600円、公営だと臨海斎場なので4万4,000円、こういった認識で合っているのかという部分が1点です。

あと、交付率なのですが、令和6年度が6.8%で交付率が低いと感じるのですが、こちらに関して以前、おくやみハンドブックをお渡しするタイミングで、こういった制度もお知らせしてチケットもお渡しできるということだったのですが、おくやみハンドブックを渡すのが死亡届の提出時で、死亡届提出時に家族が提出してくれば、家族の方にお渡しできるのですが、業者が代行で出してくると、その時点でその業者に限定されてしまっていますので、区民葬儀を扱っている10事業者に途中で替えるということは難しいのかなと思うのですが、今、死亡届を出されてきている方の内訳みたいなものは分かるのでしょうか。分かる範囲でお願いいたします。

○築山戸籍住民課長

まず1点目の、区民葬儀の利用範囲になります。まず、火葬券につきましては、民営の火葬場のみとなっております。公営の火葬場は、区民葬儀で設定される火葬料よりも低い料金で利用ができることから、区民葬儀を利用する必要もございませんので、対象外となっております。ただし、それ以外の葬祭券ですとか霊柩車券については、公営・民営問わず使えるようになっております。

2点目の業者の内訳になるかと思いますが、死亡届を出される際に、どの業者を使うかという把握はしておりませんので、それぞれのご利用者が事業者を選んでいるというところで、その実態については分かりませんが、ただ、区民葬儀の交付の現状というところでは、先ほど説明したとおり6.8%、件数でいくと244件が令和6年度の実績というところになっております。

○おぎの委員

そうしますと、死亡届をどの方が出してきたというのは、特に分からないといったことなのでしょうか。

○築山戸籍住民課長

死亡届を出される方がどのような方かというご質問につきましては、現状は葬儀会社の方が出すことが多い状況でございます。

○おぎの委員

そうしますと、10事業者以外の方に最初からお願いしてしまっていると、後で変更が利かないので、区民葬儀が使えなくなってしまう方が出てくるのかなと思いますので、この辺りの順番をもう少し交通整理したほうがいいのかなどは思っています。死亡届をご家族が業者に言わず、まずは区に言ってくださいとか、区に言っていただければ、区のほうからアナウンスができる機会が増えますので、その辺りなどもアナウンスとか、少し検討していただきたいと思います。

それで、今回新しく創設された助成制度なのですが、これは特別区長会で決まったのか、東京都で決まったのか、どこで決めたのかというのが1点と、東京博善が区民葬儀の取扱いを取りやめるとするのは大問題だと思うのですが、都への事前の報告があったのか、こういった協議等の情報は区に下りてきているのか、もし分かればお願いします。

今回の助成内容を見ますと、これは東京博善対策なのかなと思うのですが、その辺りなどの今後の予定も、当面の間となっていますが、何か方針等も含め、もう少し詳しくお聞かせいただけたらと思います。

○築山戸籍住民課長

まず、今回の助成制度の決定についてでございますが、こちらは特別区長会で議論して、23区で検討してきた内容になっております。

それから、東京博善の事前の報告、協議についてなのですが、本件の特別区の区民葬儀についてなのですが、特別区区民葬儀運営協議会というものがあるのですが、その幹事区に対して、東京博善が昨年、令和6年12月に、まず第一報ということで報告があったと聞いております。それ以降、7月までにかけて東京博善と協議をしてきたということになっております。

続きまして、今回の政策が博善対策なのかというところで、今回の制度につきましては、これまで区民葬儀を利用してきた区民が、今回の東京博善の脱退により利用できなくなることへの影響を考慮して実施するものでございます。対象者は区民葬儀を利用している方ということで、助成制度を創設させていただきました。

また、当面の間という件についてなのですが、今回の件はあくまで当面の措置ということで、特別区といたしましては、今後、利用状況等を踏まえまして、助成事業の在り方を検討していく必要があると認識をしているところでございます。

○西村委員長

ほかにご質問があればお願いいたします。

○こしば委員

8月1日に東京博善から、区民葬の離脱の発表が公式に出されまして、いろいろとニュース等でも報じられているわけですが、これまで行ってきた区民葬が、これは東京博善が公式に発表しているものを見させてもらったのですが、そもそも論、戦後の低所得者の支援を目的に始まった制度であるにもかかわらず、最近では審査なしで葬祭券が配付をされて、低所得者支援以外でも利用されてしまっているという、それ以外にも課題がありますが、それが一つの課題として東京博善は指摘をされているのですが、従前の区民葬の流れ、それまではどこかの時点で、低所得者の方から全て所得制限に関係なく広がっていったと思うのですが、その辺りの経緯について、お分かりであれば教えてくださいたいと思います。

○築山戸籍住民課長

区民葬儀の経緯でございますけれども、区民葬儀はもともと昭和23年に都民葬儀として運営が開始

されまして、昭和40年に当時の東京都民生局から特別区に事務移管されたものでございます。また、制度自体は当初、低所得者に対する葬儀費用負担軽減を目的として実施して、比較的簡素で標準的な形式の葬儀を行えるようにということで提供してきたものでございます。

所得制限に関しましては、途中で撤廃されたとか、そういったことはなかったかと思っておりますので、当初より同様の制度だったのではないかと認識しております。また、所得制限を設けることにつきましては、ご家族がお亡くなりになって大変なときに、所得を証明する証明書を提出していただくとか、そういったことを求めますと区民の負担になることから、所得制限をすること自体は、あまり区民視点で考えると好ましくないのかなと考えておりまして、現状も所得制限は特段なく、事業としては進めているところでございます。

○こしば委員

今、課長からお答えいただいた内容というのは、まさにそのとおりだと思います。家族が亡くなって苦しいときに、例えば所得制限を証明する証明書の提出だとか、おつらいときにそれを求めるというのは、本来の在り方としてはおかしいと思います。ただ一方で、東京博善がそういったことが課題だったというところで、大きく認識といいますか、人の死への意識の違いがすごく見てとれるなというのは、今、課長の答弁を聞いて思いました。

一方で、区民葬の利用状況が全体の数に比べて少なく見えたのです。その一つとしては、数限られた葬祭業者しかされていないというのは、確かにそうであるのですが、お亡くなりになって死亡届を出す、そういった一連の手続の中で、区からこういった区民葬の案内、葬祭業者の案内というのはどのようにされてきたのか、教えていただきたいと思っております。

○築山戸籍住民課長

区民葬儀の案内についてでございます。周知の問題は非常に難しいと考えておりまして、まだご存命の方に対して葬儀についてのご案内をするというのは、非常に慎重に行わなければいけないというところで、積極的な働きかけが難しいものだとも認識しております。そのため、区ではホームページ、それからおくやみハンドブックを通じて、区民葬儀の周知を行っているところでございます。

○こしば委員

とすると、今後を含めて、広報・周知によっては利用率も変わってくるという見立てでよろしいでしょうか。

○築山戸籍住民課長

おっしゃるとおり、今回、補助制度も創設いたしますので、そういったことも含めて周知をしてまいりますので、利用状況は影響が出るだろうと考えております。

○こしば委員

今後、これは令和8年度、来年度の予算の中で編成をする中で、一つの形となって表れてくる助成の中身はまだ分かりませんが、そういうときに恐らく、決まった金額が補助されるとして、その一方で、全額補助などというのはなかなか難しいと思うのですが、そもそもの火葬代が、今、一時的に3,000円ほど東京博善が値下げはしていますが、むしろ上がってくる可能性も当然考えられてくると思いますので、その辺りはまた柔軟に、補助の在り方というのを考えていただきたいのと、臨海斎場の在り方も、火葬炉も増えていくという中で、ただ、地理的に言いますと、大田区にありますので、どうしても荏原地域の西側のほうの方からすると、交通の利便性といった点からもまだ課題があると思いますが、その辺り、故人の遺族の方々に寄り添った形で進めていただきたいと思っております。

○西村委員長

ほかにご質問ございませんでしょうか。

○こんの委員

今、お二人の質疑をお聞きしながら、少しかぶるところもあるかもしれないのですが、現状を確認させていただきたいのですが、区民葬儀の現状として、交付率です。亡くなった方が3,582名いる中で、6.8%が葬祭券を使われているといったところの、まずこの6.8%をどのように区としては捉えていらっしゃるのでしょうか。

区民葬儀ですので、できるだけ安価でという方がお使いになりたいといったところが大半だと思うのですが、それでも所得制限がないという中で、今、葬儀の在り方が大分変わってきております。お通夜をしない本葬儀だけとか、家族葬も、祭壇を作らないでそのままだびに付すという火葬のみというような、本当に親族でされるケースが多くなってきている中ですので、それでもやはり、亡くなられた方を弔うお気持ちは最大限にされたいという2つの方法で、こうしたご葬儀を今後どのように考えていったらいいのかといったところの一つの視点として、区民葬儀というところの利用のされ方とか、今後の葬儀といったところを考えると、今どのように品川区としては捉えていらっしゃるかというところをまずお聞きしたいと思います。

○築山戸籍住民課長

区民葬儀の現状、交付率6.8%の区としての捉え方でございます。

まず区民葬儀は、23区でいきますと、交付率は、令和5年度が直近で把握できている数字なのですが、11.4%でございます。品川区につきましては、それよりも低い状況でございます。

この理由についてなのですが、こちらの分析としましては、大きく3つ理由があるかと思っております。1つ目は、区民葬儀で提供される葬儀は、低廉な価格で比較的簡素な形態の葬儀であるため、ご葬家が希望する葬儀形態によっては制度の趣旨に合わなくて、制度の対象外となるということが一つの理由として挙げられるかと思えます。

もう一つは、区民葬儀の取扱事業者が、区民葬儀に協力している全東京葬祭業協同組合連合会に加盟する事業者、品川区でいくと10事業者のみでしか利用ができないということが理由の一つかと考えています。

そして、もう一つでございますが、火葬料での区民葬儀の理由については、品川区においては、火葬券の対象外である臨海斎場を品川区民の約45%の方が利用しておりますので、他自治体よりも利用率は低いものと考えております。

それから、今後の葬儀の考え方でございます。まさに先ほど委員がおっしゃられたように、葬儀の在り方はコロナ禍を経て大きく変わってきております。家族葬ですとか小規模葬、通夜をやらない一日葬といったものが増えている状況でございます。まさに今、過渡期にある中で、臨海斎場もそういった中で、増築案を出して整備をしているところでございますけれども、今後、区としても、葬儀の在り方というのは注視して、調査研究はしていきたいと思っております。

今後、変化があると思いますので、そういった中で、先ほど助成制度につきましては当面の間ということで、今後利用状況を踏まえて検討していくとありますけれども、こういった葬儀の状況を踏まえまして、今後の制度について検討していきたいと考えております。

○こんの委員

3つの理由ということでお聞きいたしました。協力事業者が10事業者で、品川区内には葬儀会社が

もっとたくさんいらっしゃる、そこが協力店にはなっていないといったところも気になるところなので、協力をされていないというか、何か要因があって10事業者だけになっているのか。

一つ、私の認識が間違っていたらご指摘いただきたいのですが、区民葬儀の低廉な、安価な費用でできる、一般にかかる葬儀よりも安くしていただいている、この安くしていただいている部分というのは、区からの補助はないという理解をしております。いわゆる葬儀会社が持ってくださっているといったところが、一つには葬儀会社がいろいろと、今こういうご時世で、人の死ですから、うまく言えないですが、それでご商売をされているというところからすると、値段設定とかというのも非常に難しい、センシティブな話だと思うので、その点のやりくりとかというところで、本来ならばもっとご協力いただいているのではないかと思うのですが、その辺りがされていない状況はどのようになっているのかというのが一つ気になりますので、何か品川区としてつかんでいるもの、あるいは、今ご協力をいただけるようにされているのか、それともこの現状で仕方ないと思っているのか、そこをお聞きしたいと思います。

あわせて、さっき周知の話がありましたけれども、ご家族の方が届出を出すといった段階では、もう葬儀会社が決まっている可能性が大半です。そうすると、葬儀会社が取扱事業者であれば、区民葬儀というのがありますよとご案内をしているはずですが、その辺りの周知というのはどうされているのか。要するに、さっき申し上げたように、葬儀会社としてはボランティアでこれをされているとなると、なかなかこれはご案内しようがないのではないかと想像します。その辺りはどうなっているのでしょうかというところをお聞かせください。

○築山戸籍住民課長

まず、取扱事業者数の件でございますけれども、こちらにつきましては、葬祭業協同組合に加盟している葬儀会社ということになっております。もともと昭和の時代から区民葬儀は始まってきているのですけれども、長い歴史の中で、葬祭業協同組合が自治体と連携してこのような制度を運用してきているというところでございまして、あくまで組合に加盟している葬儀会社で区民葬儀が使えるということになっております。

一方、葬儀業界は、許可ですとか免許制度がないので、どういう方でも葬儀会社を立ち上げることができるといった現状があります。そのような中、組合が一定の基準を設けて、組合に加入してくれた葬儀会社でこういった組織をつくっているというところでございます。もちろん、葬儀会社は様々ありまして、組合に入る、入らないというのは、それぞれの業者の判断でございまして、なかなかそれを増やすといいまして、区としては難しいところもあるかなというところでございます。最近でいきますと、ネットの葬儀会社等もございまして、より様々な形態の葬儀会社が増えていると感じております。

もう1点の区民葬儀の案内についてでございます。あくまで葬儀については、どのような葬儀をするか、規模だとか形態については、葬儀会社とご葬家が相談の上、決めるものになっておりますので、相談の経緯までは区としてつかんでいるわけではないのですけれども、区民のニーズに合わせてサービスを提供しているものだとして認識しております。

ただ一方、区民葬儀も、低廉な形で簡素な葬儀をするという形になっているのですけれども、その中には通夜の実施も含まれておりますので、人によっては、一日葬だけでいいですよという人がいれば、区民葬儀よりももっと安い価格での提案はできるかもしれないですし、これはご葬家が希望する規模、形態等によってくるのかなと認識しております。

○こんの委員

現状は分かりました。加盟をしていただかなければいけないという協力事業者というところは、なか

なか区としても、お声をかけられても加盟するかどうかはその事業者なので、理解をいたしました。その中、10事業者の方々にご協力いただいているといったところで、区民葬儀は行われていることは確認いたしました。ありがとうございます。

そこで今回、火葬に関して、こういう一事業者の動きがあつて、また、物価高といった社会情勢もあつてということで、区民葬儀をされる方のみ火葬についての助成制度を創設してくださるということ、これはありがたい話ではあると思います。ですので、否定するものではないですけれども、区民葬儀をされた方のみなので、そもそも論というところ、やはり今後は考えていかなければいけないのではないのでしょうかというのは、今回のご報告を受けて思いました。

今回、この組合から外れますと言った事業者の、例えば火葬される火葬炉です。値段によって火葬炉が違うのです。高い火葬炉もあれば、低い火葬炉もある。それを選ぶのは、それを使いたい利用者なのですけれども、そもそも値段によって火葬される場所が違うというのは、そもそも人の死は値段で決めるものではないのではないかとというのは、多分、考え方として、今後そういうことも持っていかなければいけないと思います。

そうしたときに、一つの葬儀を皆さんの思いでされる、お金を幾らでもかけられる人は別ですが、そうではない、お金をかけなくても心ある葬儀をといた方が大半だと思いますので、そうした区民葬儀の在り方、それから、こういう助成制度のつくり方といったところは、23区共通で、当面の間ということになっておりますが、当面の間の中で、どれだけその検討が進められていくのか、品川区独自で進められるものがあるのか、また、今、品川区として、当面の間これをどのように考えているのか、先ほど少しお考えも伺いましたけれども、その辺りの、品川区が今持っている方針みたいなものがありましたら、ご紹介いただきたいと思います。

○築山戸籍住民課長

今後の区民葬儀の在り方、大きく葬儀ですとか火葬というところに広く入ってくると思うのですけれども、こういったことにつきましては、特別区として、まずは検討していきたいと考えております。こちらの火葬自体は広域的なものでございますので、一つの区だけでというよりは、23区で一緒に検討していったほうが好ましいかなと考えております。

○こんの委員

これから検討を進めていただくといったところで、そういうスケジュールになっていくのだろうとは思いますが、人は誰でもというか、誰も避けられない死を迎えます。そうすると、やはり葬儀が必要といったところだと思うので、区としても葬儀の在り方というのは、今後きちんと区民の死をどのように迎え、どういう形で弔っていくのかといったところを、これを機に区としても方針を定めていただきながら、ご検討に当たっては23区ということですが、それは共通のものとして、けれども、品川区としてはこのようにしていくということをしっかり持っていただきたいと思います。何かご答弁がございましたらお願いします。

○築山戸籍住民課長

委員おっしゃるとおり、区としても、どうあるべきかということは考えて取り組んでまいりたいと思います。

○西村委員長

ほかにご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 住民票の写しへの同性パートナーの続柄の記載開始について

○西村委員長

それでは次に、(2)住民票の写しへの同性パートナーの続柄の記載開始についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○築山戸籍住民課長

住民票の写しへの同性パートナーの続柄の記載開始についてご説明いたします。資料をご覧ください。

品川区では、令和6年4月に品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例を施行し、一人一人がその個性を大切に、その人らしさを発揮しながら、互いに尊重し合い、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指しているところです。このたび、条例の理念に基づき、区独自の取組として、住民票の写しの続柄の表記を「夫（未届）」または「妻（未届）」と記載する運用を開始することにしたので、ご報告いたします。

初めに、1、概要でございます。

男女の事実婚の場合、住民票の続柄は「夫（未届）」または「妻（未届）」と記載されます。一方、同性パートナーの続柄は「同居人」と記載されます。このことについて、同性パートナーの申出に基づき、住民票の写しの続柄を男女の事実婚と同様の表記である「夫（未届）」または「妻（未届）」と記載して交付するものです。

次に、2、対象者ですが、次の全ての条件を満たす方になります。

- ①住民基本台帳上、同一世帯の同性パートナーであること。
- ②パートナー同士が近親者でないこと。
- ③戸籍上の同性間で、住居と生計を共にするパートナーシップ関係であること。
- ④区所定の申出書により証明書の続柄変更について申出があること。
- ⑤東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書を提示できること。

次に、3、実施方法、手順になります。

「（未届）」の記載を希望される場合は、パートナー双方が署名の上、所定の申込書を戸籍住民課に提出していただきます。その後、戸籍住民課の窓口、郵送またはオンラインで住民票の写しを請求することで、「夫（未届）」または「妻（未届）」と記載された住民票の写しが交付されます。

次に、4、留意事項です。

(1) 住民票の写し上の「（未届）」に係る記載により、法的効果が生じるものではありません。男女の場合は、「（未届）」の記載をもって事実婚を公証することになり、各種社会保障制度等において法律婚と同様の取扱いをされる場合がありますが、同性カップルの場合は婚姻が認められておらず、事実婚を公証することができません。そのため、交付する住民票の写しには、事実婚を証明するものではない旨を記載した上で交付いたします。

(2) 住民票の写しの交付は、戸籍住民課の窓口または郵送・オンライン請求に限られ、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付の利用はできません。これは、システム標準化により、住民基本台帳システムの仕様が全国共通であり、続柄を変更できないため、区で別途作成し印字する必要があり、戸籍住民課で対応するためです。

(3) ほかの行政機関との情報連携においては、続柄は「同居人」と通知されます。これも、住民基本台帳システム上、続柄の変更はできないためです。

(4) 「(未届)」の記載は品川区内の運用になりますので、区外転出すると、転出証明書等の続柄は「同居人」と表記されます。

なお、これらの留意事項については、申請者に事前にご説明させていただき、承諾を得た上で、住民票の写しの続柄の記載を変更いたします。

次に、5、運用開始日ですが、令和7年10月1日から開始します。

最後に、6、周知方法です。広報しながら、ホームページを予定しています。また、人権・ジェンダー平等推進課とも連携し、情報を発信してまいります。

○西村委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○こんの委員

この運用が開始されるということで、大変に評価をしております。そこで確認なのですが、事実婚の場合と同様に、同性パートナーの方の続柄がそうなるということですが、この対象者、「以下の全ての条件を満たすものとする」という条件は、例えば事実婚の方も同じような、こうした全ての条件を満たして、続柄がそうになっていたのでしょうか。基本的なところですが、確認をさせてください。

それから、先ほどの留意事項ですが、この4点を事前に申請者に周知しますということですが、事前というのはどこの事前ということですか。要するに、同性パートナーたちがこれを希望するときは、既に申請をしたいときなので、それ以前に周知をされるとなると、その対象者は分からないではないですか。どの時点で事前に周知をすると言っているのかといったところです。この2点をまず確認させてください。

○築山戸籍住民課長

まず、条件のところですが、これは事実婚の方と同一ではないです。事実婚については、自治体ですとか、そういったところで別途判断をされることになってますが、今回の対応につきましては、区の独自の施策として行うものでございます。住民票という公証資料を使いますので、今回独自運用ということもありまして、東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書の提示を求めるといった形で条件を付しております。

それから、周知についてでございますが、事前にお伝えするというのは、発行する証明書の写しの記載内容がこれから変わってくるというところでございますので、既に同性パートナーシップ宣誓制度を活用されている方が、これから住民票の写しを発行するに当たって、「(未届)」の住民票が欲しいと希望される場合に、事前に留意事項をご説明して、このような条件がありますけれども、承諾していただいた上で、発行できる手続を取るという形を取る予定になっております。また、制度自体の周知につきましては、これから広報しながらですとかホームページを使って図っていきたいと考えております。

○こんの委員

東京都パートナーシップ宣誓制度、こうしたことがあるので、それを提示していくという、ここが一番の大きなところなのだろうと思うのですが、そうすると、この証明は東京都のほうですが、今回の続柄は品川区としての運用だから、宣誓制度の受理証明書を取得したときに、このことも知るといふ流れではないのですか。それはそれ、これはこれという理解でよろしいでしょうかという確認です。

あともう一つは、コンビニ交付はできませんというところが、私も理解ができてなくてすみません、システム上、続柄が「同居人」から「夫ないし妻(未届)」に変更できないので、その変更は窓口しかできませんという理解でよかったですか。なぜコンビニ交付ができないのかということも確認させて

ください。

○築山戸籍住民課長

まず1点目でございます。続柄の運用の周知につきましては、東京都のパートナーシップ宣誓制度受理証明書を交付されたときとは別に、証明書の交付、住民票の写しを求める際に、改めて周知をするという形になっておりますので、別のものと捉えていただいて問題ございません。

それから、システム上の件でございますが、住民票につきましては、住民基本台帳システムという全国とつながっているシステムで管理をしております、それがシステム標準化ということで、全国で連携を図っております。その関係で、システムを勝手に仕様変更して操作することはできなくて、システム上は「同居人」のままになっております。ただ、これを住民票の写しとして交付する際には、品川区が独自に写しの続柄の部分を「（未届）」に変えて、紙でお渡しするという形になっております。

○この委員

確認できました。

同性パートナーたちが今後のご自分たちの立ち位置というか、そういったところが住民票上でもそのように認められるといったことは、すごく大きなことにつながると思うと、取得するときの手間といったところも、できるだけ簡素にしていただける形がいいのかなと思いましたが、一定の確認は必要なのということが確認できましたので、運用してみて、何かもっとこのようにしたほうがよろしいかなということが出た場合には、ぜひその運用自体も柔軟にしていいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○築山戸籍住民課長

今回の取組でございますが、先行自治体も全国では10以上の自治体がございます。一方、国のほうからは、全国統一的な住民票の写しの取扱いをするようにということで、厳しい状況ではございます。あくまで品川区としてできることから進めていくというところでございます、今回、この運用に踏み切ったところでございます。課題等も今後出てくるかとは思いますが、いろいろ検証しながら考えてまいりたいと思います。

○この委員

最初に聞かなければいけなかったことを、すみません、忘れていました。

今、課長がおっしゃったように、運用自体は品川区で決めた。その前に、品川区も含む10区が国に申入れをしたといった動きが昨年12月にありました。それとともに、長崎県の大村市でもこういう一件があって、でも国からは、取扱いとしては標準にしてくださいという見解が出された中で、10区で申入れをして、今回これに区が踏み切ったといったところは、10区の申入れを国としても認めたというところで品川区としては踏み切れたのか、それとも、この間何があって踏み切ったのかというところを、ごめんなさい、最初にこれを確認したかったので、その点を教えてください。

○築山戸籍住民課長

今回の導入の経緯に当たる部分になるかと思えます。

今回は、品川区は品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会の実現のための条例を制定しております、多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指しているというところで、今回の取組は、区がつくった条例の理念に基づいたものというのが、まず一つございます。

また、これまで区議会からも質疑や要望をいただいております、他自治体の動向等も踏まえて調査研究を重ねてきた結果、今回踏み切ったというところになっております。

また、先ほど委員がおっしゃられたとおり、品川区は令和6年12月に、同性パートナーの方が事実婚の方と同様の権利が得られるよう、各種社会保障制度等の改正についての検討と、パートナーシップ制度の適用を受けた方の住民票の続柄表記について、当事者の関係を適切に反映した新たな表記の設定と対応という両方を、賛同した9区とともに国に対して申入れを行ったところでございます。国からそれ以降、反応があったというわけではないのですけれども、まずはこうした経緯を踏まえまして、区としてできることから取り組んでいきたいと考えまして、今回の運用の導入に至ったものでございます。

○西村委員長

ほかにご質問ございますか。

○おぎの委員

私から2点ほどお伺いいたします。

今回、品川区でできることということで、条例の理念に基づいて始めますということですが、これは同様に品川区以外でもされている区が、またはほかの自治体があるのでしょうかというのが1点と、コンビニで出せないのは国の全体の標準化のシステムだから、そこは区だけのものは対応できないということですが、区内でこの表示をする場合は、経費はどれくらい、今回システム変更でかかれたのかというのを、2点目をお願いします。

○築山戸籍住民課長

まず、品川区以外の自治体の状況でございますが、全国で、現時点で12自治体が同様の取組をしていると聞いております。また、23区ではそのうち世田谷区と中野区が導入しております。

2点目でございます。今回の運用に当たっての経費でございますが、これは職員が行うものでございますので、経費はかかっておりません。

○おぎの委員

職員が窓口で、条件が合う方に印字して出すということで合っていますでしょうか。

○築山戸籍住民課長

そのとおりでございます。

○西村委員長

ほかにご質問はよろしいですか。

○こしば委員

これは住民票の写しの中に続柄が記載をされる、ただし法的な効果は生じないと。品川区外に転出したとするケースだとか、ほかの行政機関の中では「同居人」と表記されると。実際、住民票の「夫（未届）」または「妻（未届）」といったものも、記載された住民票の写しというのがどの程度のメリットが出てくるのかというのが分からなくて、例えば生命保険の受け取りだとか、住宅を購入したときに、夫婦であれば一定のサービスを受けられるとか、一緒に生活をする特典があるような、まさにそれぞれたくさんあると思いますけれども、そういったところで使われていくのかなと思うのですが、そのときに、法的効果が生じるものではないとも明記されていたので、例えば提出をした方が説明をするのに結構戸惑うケースも、もしかしたら提出先から区に問合せをしてくるようなケースも考えられるかなと思うのですけれども、その辺り、区ではどのように取り組んでいくのか教えていただきたいと思います。

○築山戸籍住民課長

まず、今回の証明書でございますが、先ほどご説明したとおり、事実婚としての法的効果が生じるものではございません。いわゆる男女の事実婚の場合ですと、例えば社会保険ですとか公的年金の給付等

については、法律婚と同様の権利が認められるのですけれども、今回の証明書に当たって同性パートナーの方が認められるというものではございません。そのため、証明書には、事実婚を証明するものではないということで記載をしたものを交付する運用をいたします。

一方、品川区以外の団体ですとか民間企業で、住民票の写しの続柄をどう扱うかについては、それぞれの制度を運用する行政機関や民間企業の判断になるものと考えております。あくまで品川区としては、同性パートナーの関係性を住民票に記載して公証するものであって、その続柄の書かれたものをどう扱うかにつきましては、それぞれの判断と考えております。

○こしば委員

提出先の判断に最終的に委ねられるとか、そういう意味では懸念することがどれほどあるか分かりませんが、逆に住民票を申請するときに、窓口とかオンラインとかでも申請できるのですし、ある程度そういった当事者の方には、事前に説明できるような環境というのはつくっておいたほうが、その後のトラブルだとか、そういったものが未然に防ぐことができると思いますので、その辺りはお願いいたします。

○西村委員長

それ以外に何かご質問はよろしいでしょうか。

それでは、ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) ウーマンズビジネスグランプリ i n 品川 2 0 2 6 キックオフサミットの開催について

○西村委員長

それでは次に、(3)ウーマンズビジネスグランプリ i n 品川 2 0 2 6 キックオフサミットの開催についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○栗原創業・スタートアップ支援担当課長

それでは、ウーマンズビジネスグランプリ i n 品川 2 0 2 6 キックオフサミットの開催についてご報告申し上げます。お手持ちの資料をご覧ください。

まず項番1、ウーマンズビジネスグランプリについてご説明申し上げます。

まず、(1) 内容です。こちらは、起業家と起業を目指す女性向けのビジネスプランコンテストでございます。

(2) 目的、こちらは3点掲げておりまして、1点目が女性起業の可能性について広く周知すること。2点目、女性起業家輩出の裾野を広げること。3、優れたビジネスプランを発掘し、グランプリ開催後も継続的な支援を行うことで、女性起業家の成功事例を輩出することとなっております。

(3) コンテストの対象者です。おおむね1年以内に起業予定もしくは起業後おおむね5年以内の女性を対象としています。

(4) これまでの実績です。

①平成23年度より実施し、今年度で15回目を迎えます。計112名のファイナリストを輩出しています。

②ファイナリストの起業率は92%となっております。

③令和5年度のグランプリプランは区の事業として契約しておりまして、今年度からの事業、オンラインMy助産師事業として活用しています。こちらの概要としましては、パーソナル助産師によるデー

タに基づいた妊産婦への伴走支援といったところでございます。サービス名は、M a m a W e l l というものでございます。

(5) 今年度のビジネスグランプリのスケジュールとしましては、エントリーが9月1日から11月15日まで、事前選考としましては11月下旬から12月下旬、コンテストは2月8日曜日に五反田産業文化施設で、オンラインと現地と両方で行う予定でございます。

こういったビジネスコンテストを踏まえて、キックオフサミットを開催するのですが、こちらの目的についてでございます。項番2のところでご説明いたします。

こちらは、女性起業家たちのつながりを深め、エンパワーメントをさらに強化し、区が推進する品川スタートアップエコシステムの構築を推進するということを目的としております。主に3点。1点目は、女性起業支援の先駆的な取組を区内外に広く発信すること。2点目は、他自治体で活動する女性起業家についても、東京市場進出を目指す実践的な機会を提供するとともに、他自治体との連携を図ること。3点目は、社会課題解決のための区と女性起業家との連携機会を創出することとしております。

3、ウーマンズビジネスグランプリ i n 品川 2 0 2 6 キックオフサミットの予定でございます。詳細は、添付しておりますこちらのチラシに記載がございますけれども、概略については、お手持ちの資料のとおりです。

(1) 日時は、令和7年9月15日月曜日・祝日、午後3時から6時まで、五反田産業文化施設で行います。プログラムとしましては、ウーマンズビジネスグランプリの説明、ウーマンズビジネスグランプリ歴代ファイナリストによるピッチ、それから、今回のキックオフサミットは他自治体と連携しておりますので、参加自治体推薦の女性起業家によるピッチ、それから参加自治体による起業支援施策のPR、そして最後に、ネットワークの交流会となっております。現在のところ参加自治体は、千葉市、堺市、太田市、札幌市、旭川市、こちらの5都市が参加を表明しているところでございます。

○西村委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言をお願いいたします。

○おぎの委員

今回のこういった事業、(2) 番の目的のところにもあります社会課題解決のために、女性起業家という女性ならではの視点で、社会課題が解決につながったらいいなとは思っております。そういったところが中心なのかなと思いますが、優れたビジネスプランを発掘して、グランプリ開催後も継続的な支援を行うという部分で、どのような支援を行う予定なのかということと、女性起業家の成功事例を輩出するということは、区がバックアップして、何としても成功事例をつくるという感じなのかなと思うのですが、支援の在り方みたいなものについてお聞かせいただけたらと思います。

○栗原創業・スタートアップ支援担当課長

継続的な支援というところでございますけれども、ファイナリストは全部で8名を予定しているのですが、この方たちについては、終わった後、武蔵小山創業支援センターのインキュベーションマネージャーがおおむね3回程度、相談に応じるといった支援を行っています。

それから、武蔵小山創業支援センターでは会員制を取ってまして、会員になっていただくと継続的にご支援をさせていただけることから、会員へのご案内ですとか、年商5,000万円から1億円を目指す女性のためのスケールアッププログラムというものもございますので、そういったものへのつなぎ込みですとか、武蔵小山創業支援センターに限らず、SHIPですとか、品川スタートアップエコシステムという取組を昨年度からしておりますので、そういったところで起業家同士の交流などをご案内し

ているところでございます。

成功事例というのは、何としても成功というよりは、その方たちの人生の選択肢の一つとしての創業と考えておりますので、その方たちが実現したい目標に対して、区が伴走支援するといった位置づけで考えているところでございます。

〇おぎの委員

いろいろな意見、アイデアが出てくるとと思いますので、品川区として、地域の発展に寄与するものであったら伴走していただいて、バックアップしていただけたらと思います。この品川区で女性が立ち上げた事業が全国に広がっていったら、それはそれで、また品川区の起爆剤みたいなものにもなりますので、すごくいいなと思います。

ただ一方で、ここで言うのも変なのかもしれないのですが、女性活躍というのは、どうしても女性が社会で働くのが女性の活躍だというイメージが、昨今すごく推進されているという感じを受けておりまして、今、日本の少子化社会において、女性が子どもをもうけてしっかり育てる、それを社会に輩出するというのも、物すごい社会貢献だと思うのです。ですので、条件を整えば2人、3人ともうけてもいいなというご家庭とか女性もいらっしやると思いますので、専業主婦でもいいのだという、専業主婦が輝くという視点からも、何か発信を同時にしていただきたいと思うのですが、そういったことについてはどうでしょうか。

〇栗原創業・スタートアップ支援担当課長

今ご質問いただいた点でございます。おっしゃるとおり、女性の方に限らず、出産ですとか、介護ですとか、生きていく中ではいろいろなライフステージがあろうかと考えております。その中で、今私たちがやっている施策とすると、その中での創業という一つの選択肢ではありますが、このコンテストではなくて、日頃行っている支援の中では、キャリアプランを見直そうということで、人生の自分の年表の中からどんなライフステージがあって、いつどこでお金が必要なのかとか、どんな大変な時期がいつ来るのかということを見直すセミナーもやっておりますので、その中で、自分の好きだとか強みとかを活かす選択肢として、創業というところを推しつつ、それ以外に、例えば子育て期間中の就業ですとか、一定程度、一回社会から離れた後に、また働きたいという方に対してのサポートなどもしているところでございますので、幅広い目線で、必ずしも創業というわけではないというところは念頭に置いて、ご支援をさせていただくとは考えているところです。

〇おぎの委員

品川区、誰もが自分らしくということですので、女性の方も一生懸命勉強されて、自己実現のために社会で活躍して働くという、それもすごく輝ける方で、頑張っていたきたいと思うのですけれども、一方で、本当は子育てしたいのだけれども、仕方なく働いている方とかもいらっしやるのでしたら、子育てを自分らしくやりたいという方にもスポットが当たるような応援をみんなで考えていけたらいいなと思いますので、またぜひよろしくをお願いします。

〇西村委員長

ほかにご質問よろしいでしょうか。

〇こんの委員

2つお聞きします。1点目は、今回のキックオフサミットは初めて開催するものなのでしょうかというところの確認が一つと、協力自治体ですが、ここに記載の5つの市を今回参加自治体としていますが、協力自治体への呼びかけはどのようにされているのでしょうか。この2点をお願いします。

○栗原創業・スタートアップ支援担当課長

まず、今回このイベントが初めてかというご質問ですが、今年度初めての取組でございます。

2点目の協力自治体につきましては、これまで武蔵小山創業支援センターに視察に来ていただいたり、それから都市間交流ということで、起業支援を行っている中で職員同士のコネクションがあったり、そういった日頃から付き合いがあった自治体にお声がけをさせていただいたといったところでございます。

○こんの委員

初めてのこういうサミットだということで、大変によろしい企画だと思います。品川区としてこれまでウーマンズビジネスグランプリをされてきたので、こういう取組を品川区はしていますというアピールにもなりますし、また、ほかの自治体ではどういったことをしているのかという交流というのにもなるので、非常にいい企画だなと思います。

初回だから、皆さんのご縁があるところから、まずお声をかけているところだというのは理解しました。なので、1回目をやると、そこに参加をする、あるいは見に来られる自治体の関係者の方々が、今度はうちも協力したいというところで広がっていくのだろうなと思いますので、非常によろしいかなと思うのです。

先ほど少しお話がありましたが、女性の生き方は様々だと思います。今まで選択肢がなかった時代、いわゆる専業主婦でずっと来たという時代から、女性活躍、私も社会で活躍したいのだという女性が、自分で起業したいというところの門戸が広がったら、私はこの事業だと思います。だから、いろいろな生き方があっていいので、その選択肢を広げていただいた事業であるといったところは、非常にいい企画、非常にいい事業だと私は思っております。

ですので、第1回目が大成功で終わることを祈っております。頑張ってください。

○西村委員長

ほかにご質問よろしいですか。

○高橋（伸）委員

私の友人も、最近ではないのだけれども、ビジネスグランプリに出て、今、女性の起業家として活躍しております。これは年々、非常に盛り上がっていると思うのです。品川区がこういうことをやっているというのを、当然発信はしていると思うのですけれども、ぜひ全国に今まで以上に発信していただきたいと思います。

それで、質問は1点なのですが、後援の企業なのですが、今まではさわやか信用金庫が随分前から後援されておりました。今回、さわやか信用金庫が後援になっていない代わりに、日本政策金融公庫が、代わりといいますか、入れ替わって金融公庫になったという認識でよろしいですか。さわやか信用金庫が撤退をしたとか、そういうことではないのですか。その経緯等々を教えてください。

○栗原創業・スタートアップ支援担当課長

ご質問いただいた件なのですが、さわやか信用金庫はご質問のとおり、ウーマンズビジネスグランプリにずっと後援をしていただいています。このウーマンズビジネスグランプリは実行委員会形式を取っていて、その中に日本政策金融公庫とか、品川区商店街連合会とか、日本ベンチャー学会などが参加してまして、その皆様が今回のキックオフサミットにも後援していただいているといったところでございます。

さわやか信用金庫につきましては、ビジネスグランプリそのものにさわやか信用金庫賞ということでご協力いただいているのですけれども、まだキックオフということで、あえてそういった後援の企業に、

今回は初めてということで、皆様に協力してくださいという協力依頼が行き届かなかったというところではあることだけご報告させていただくところでございまして、ビジネスグランプリには今年も引き続き、ご協力いただく旨は承っているところでございます。

○高橋（伸）委員

そうすると、先ほど課長からご説明あったように、キックオフサミットのチラシがあるではないですか。第15回のウーマンズビジネスグランプリもキックオフの中に当然入っているものだと私は理解していたのだけれども、ウーマンズビジネスグランプリは来年の2月ですよ。そのチラシも今後作って、後援はさわやか信用金庫が入るとか、そういう考え方でよろしいのですか。

○栗原創業・スタートアップ支援担当課長

今のご質問のとおりでございまして、ウーマンズビジネスグランプリのチラシは別途作成しまして、そこに掲載することになっております。

○高橋（伸）委員

分かりました。なぜ私がそういう質問をしたかということ、さわやか信用金庫は本当に地域密着で、個店なり個人でもすごくまめに動いてくれているから、それで女性起業家にも一緒にリンクできたらという、さわやか信用金庫もそういう考えがあったと思うので、その辺りはどうなったのかなと思ってお尋ねしました。

○西村委員長

ほかにご質問はございませんか。

○せらく委員

これまでのお話を聞いていても、女性が輝けるような選択肢の一つとして、すごくいい企画だなと思っていて、応援したいと思っています。

今回、キックオフサミットということで、ビジネスグランプリと併せて開催するというのですが、キックオフサミットを開催することで、例えば次のエントリー数が増えるとか、そういったところの数値的な目標、それに限らず何かあれば教えていただきたいと思います。

○栗原創業・スタートアップ支援担当課長

今回このキックオフサミットを実施する副次的な効果といったところでございます。

現在、申込みについては、例年大体80から90ぐらいの応募があるところでございます。品川区は今回のコンテストが15回目ということで、日本で先駆けて女性のコンテストをやってきたという自負がございますので、まずはそれを日本全国に知っていただくということで、区外からの応募を増やすということは想定として考えているところです。

それから、ファイナリストになった方が、今は品川区内の方が大体40%ぐらいなのですが、区外の方、60%の方がその後、ぜひ品川区で事業を起こしていただいて、それこそ品川区の社会課題の一つを解決するのを一緒に品川区とやっていただく、そんな効果を期待しているところです。

○せらく委員

品川区でも活性化に寄与するように応援したいと思います。ありがとうございます。

○西村委員長

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

○西村委員長

次に、（４）品川区民芸術祭２０２５の開催についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○大森文化観光戦略課長

それでは、サイドブックの１－４の資料をご覧くださいと思います。私からは、品川区民芸術祭２０２５の開催についてをご説明させていただきます。

まず、目的でございます。区民による日頃の文化芸術活動を地域のにぎわいにつなげ、誰もが気軽に参加・鑑賞できるイベントとして、品川文化振興事業団と一緒に創り上げる、質の高い文化芸術に触れ親しむ機会として開催をするものでございます。

項番２、期間につきましては、令和７年９月１日から１１月３０日ということで、３か月間を設定しております。

項番３、主催に関しましては、品川区と公益財団法人品川文化振興事業団です。

項番４の事業概要でございます。

まず、（１）コンサートについては、記載の２件となります。

ティーンズコンサートは、小学生から社会人までの活動団体が主演しまして、主に小・中学生にとっては、大人の演奏を鑑賞することで、上達に向けた向上心の芽生えですとか、音楽活動への新たな魅力を発見していただければといった機会になるところと、多世代交流といったところの効果を狙っているところでございます。

D r e a m S t a g e につきましては、区民がプロと共演できる貴重な機会ということで、夢をかなえられるステージという趣旨で毎年開催しているところでございます。今年度はお笑い芸人との共演というものをテーマにしております。

（２）美術展でございます。上の２つは、区内で活動しているプロの方の展示やワークショップイベントとなります。下の品川区民作品展につきましては、絵画、書道、写真、手工芸の４つの部門の作品を、公募により募集いたします。各部門の専門家に審査をいただきまして、優秀な作品については出展者の表彰を行います。

（３）の団体・サークル活動の発表ということで、アマチュアサークルとして日頃活動している区内の団体を対象としまして、舞踊、歌、ダンス、楽器等の演奏といったジャンルを６部門設けております。こちらは出演者が会の運営も行いまして、出演団体が力を合わせて一つの舞台をつくり上げるといったところが特徴となっております。

資料の裏面をご覧ください。こちらは、芸術祭の期間中に実施される主な事業ということで、区民芸術祭とは別事業となるのですが、同期間内に開催される文化芸術等のイベントについての記載となります。

①は区主催事業ということでございます。上段、品川歴史館の特別展につきましては、前期・後期に分かれた形で実施いたします。テーマは、御殿山としてございます。

その下、まちぐるみ文化イベント２０２５「あつまれ！えばら」ということで、こちらは今回４回目の開催となります。今年は、会場と会場の間にある武蔵小山商店街パルムの青年部の方々の協力も受けまして、少し規模を拡大するというか、地域の協力を得ながら、にぎわい創出に地域も少しずつ巻き込みながら、４回目を迎えることができたところでございます。

障害者作品展につきましては、障害児者総合支援施設のぐるっぽを会場に開催いたすところでござい

ます。

②につきましては、各団体と区の共催事業となります。上のいけばな展につきましては、品川区華道茶道文化協会、中段の品川区民秋のコンサートにつきましては、品川区民管弦楽団、合唱祭につきましては、品川区合唱連盟ということで、各団体と共催しながら開催いたすものとなります。

③は、品川文化振興事業団主催の事業となります。ワンコイン名画座では、1人500円で、映画の内容としましては、役所広司さんが主演します「PERFECT DAYS」、それから、三浦春馬さんが主演します「天外者」を上映いたします。もみじ寄席につきましては、落語や紙切り、太神楽が演目となっております。

その下、スクエアシネマ&ユニバーサルトークイベントにつきましては、吉沢亮さんが主演します「ぼくが生きてる、ふたつの世界」という映画をご鑑賞いただいた後に、講師をお迎えしまして、自分とは違う誰かの視点に立つ一歩ということで、こちらは東京2025デフリンピックの開催に合わせたデフ啓発というものをテーマに実施するところでもございます。

下段の和 cultura フェスタにつきましては、三味線体験や日本舞踊体験といった日本の伝統文化に触れていただいたり、品川区伝統工芸保存会の職人による実演やワークショップなども取り入れたイベントということで予定してございます。

項番5、予算につきましては、表面の1ページ目の(1)から(3)までが文化観光戦略課の品川区民芸術祭事業と位置づけられてございまして、3,160万3,000円が計上されております。

項番6の広報につきましては、8月21日号の広報しながら、9月1日号の「infoCURIA」、こちらは文化振興事業団が出している広報紙になります。こちらでの広報、そのほか、区や事業団のホームページやケーブルテレビ等でも周知を図ってまいる予定となっております。

○西村委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

では、ご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

2 行政視察について

○西村委員長

次に、予定表2の行政視察についてを行います。

前回の委員会で正副案としてお示しした視察先および視察項目について、先方と調整をさせていただき作成した調査項目・日程案をサイドブックに掲載させていただきました。なお、先方の都合上、前回の正副案から、視察先および視察項目が変更になりました。

行程といたしましては、初日、10月27日月曜日に、広島県にまずは向かいまして、広島市の特定非営利活動法人エス・アイ・エヌにて、「集いの場あゆみ」における障害者の生涯学習支援についてを伺います。

2日目、28日は、兵庫県伊丹市の市立伊丹ミュージアムにて、市立伊丹ミュージアム整備事業について、また、大阪府豊中市の庄内コラボセンターにて、豊中市庄内コラボセンター「ショコラ」における、自治会・町会、またマンションコミュニティなどの取組について伺います。

そして最終日の29日、大阪府は、大阪府における観光誘客による地域活性化の取組についてを伺いまして、それぞれ視察をしてまいりたいと思っております。

なお、宿泊につきましては、両日とも大阪市で考えております。

それでは、この内容で視察を実施することとし、実際の行程など細かい調整を進めまして、日程や視察先に変更等が出た場合は、正副委員長にご一任いただければと存じますが、ご質問などがあればよろしくをお願いします。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長

ありがとうございます。分野が満遍なくできてよかったなと思っております。

なお、次回の委員会で事前の勉強会を行いたいと考えておりますが、既に先方から、事前に質問事項をいただきたいとご依頼をいただいております。質問事項は、次回の勉強会を踏まえてご提出いただきたいと思いますと考えておりますが、各委員それぞれ視察先について少しお調べいただきまして、どういうことを先方に聞いて確認したいかなどをご検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、今後のあくまで予定ですけれども、スケジュールに関しましては、8月25日、本日、案をお示しさせていただきまして決定いたしましたので、9月22日、もしくは24日に行政視察の勉強会を行いまして、10月末の行政視察へと進めてまいりたいと思います。

3 その他

○西村委員長

それでは最後に、予定表3のその他を議題に供します。

その他で何かございますでしょうか。

○平原地域活動課長

それでは私から、光林荘におけるトコジラミ発生に関しまして、現時点での状況および対応について、口頭で申し訳ございませんが、ご報告させていただきたいと思います。

本件は、8月5日、光林荘での林間学校の実施に伴い発覚したもので、事案発覚後、林間学校の利用を直ちに停止するとともに、光林荘運営事業者において、一般宿泊者の受入れを停止したところでございます。あわせて、専門の駆除事業者による点検および駆除を実施するとともに、管轄する栃木県の保健所にも相談を行っております。

なお、その時点では、初回の駆除である8月6日から1週間後の再駆除の実施で、宿泊者の受入れが可能であるという見解を得ていたところ、8月13日に実施いたしました2回目の駆除作業において、さらに3回目の駆除が必要と判断されたことを踏まえ、8月中に予定されていた林間学校の中止を教育委員会事務局において決定しているものでございます。

今後についてでございますが、光林荘運営事業者において引き続き所要の駆除作業を進め、その結果を踏まえ、校外学習事業の再開の可否および一般宿泊の受入れの可否を判断すると聞いております。区といたしましては、光林荘運営事業者から日常の清掃など、事後の対応についての確認を行っており、今後とも所要の対応を求めてまいります。

○西村委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言をお願いいたします。

○こんの委員

この件に関しては、学校に通っていらっしゃる、林間学校に行っていられっしゃる保護者のお声のほか、地域の方からも、いわゆる保養所としてある光林荘なので、そちらのお声も結構入ってきております。要するに、学校で林間学校として使えなくなってしまったといったこともさることながら、保養所として、そもそも運営事業者が、トコジラミという今回の事案ですけれども、運営としてはどうだったのでしょうかという率直な区民の方の声がありますので、その辺りは、今回のトコジラミという案件ですが、そもそもの運営自体、運営事業者の設備管理、維持管理といったところは日常どうだったのでしょうかという、こうしたところはまず区民の疑問がありますので、その辺りのご説明をいただけますでしょうか。

○平原地域活動課長

本件についてでございますけれども、まず、日常的な維持管理という点でございましたが、こちらの運営事業者については、これまで特に問題を起こすことなく、何かありましたら直ちに区に報告いただき、対処しているということもあって、我々についても一定の信頼度を持って、無償貸付けでございますので、運営は事業者が行っておりますけれども、そういった視点で見守ってきたところでございます。

なお、今回トコジラミがどのように発生したかという、なかなかこれは調査が難しいといひましようか、発生根源をたどっていくというのは難しいところでございますけれども、少なくとも言えるのは、発生して事案が明らかになった時点で、直ちに受入れを中止されたということで、事後の被害の拡大といったところでは防げたというところは、私どもも事実関係として重く押さえているところでございます。

ただ、それまでに至る対応等が果たしてどうだったかというのは、まだ調査中でございますので、今後そういったところを区でしっかりと詳細を確認しながら、今後どういう対応を求めるかなどについて、しっかりと内容を詰めてまいりたいと考えているところでございます。

○こんの委員

運営としては大丈夫だったと。当然そうであっていただきたいので、それはそうだろうとは思いますが。ただ、今回の事案というのは、季節的なものもあったといったところも一つあると、光林荘に限らず、結構今年になって酷暑の毎日、地球温暖化といったところまで話を広げてしまいますが、そうした気候変動による害虫の問題というのは、普通に報道でも、またネット上の報道でもあったりして、トコジラミというのは結構私は目にしていたのです。特にネット上ですけれども。

そうすると、こういう宿泊事業者は本当に細心の注意を払って準備をされるといったところが必要だろうという観点で、平常時はさることながら、今回のことについて、都心ではない自然豊かなところだからこそ、そうした対策というのは平常時以上にすべきだろうという区民の方のご意見もあります。

そうしたところから見ると、運営事業者の対応はどうだったのかというところが、どうしても区民の皆さんは、大丈夫なのですかという声が多く入ってきたので、今のような質問をさせていただいたわけなんですけれども、3回の駆除をされたということで、3回しても、まだ再開できるまでになっていないということで、かなり状況は厳しいというか、そういう感じなのですか。状況をいま一度教えていただけますでしょうか。

○平原地域活動課長

まず、トコジラミに限らず、未知のリスクにどのように対処していくかというのは、宿泊事業者に関わらず、全ての方々に関係してくるものであるかなと思っております。

そういった中で、委員ご指摘のとおり、トコジラミについては昨今いろいろな関係で、これもはつき

りと原因の特定は難しいと思いますけれども、巷間、ネット上などではいろいろな理由に結びつけて、そういう話が進んでいるというか、出ているということは、私も承知しておりますけれども、特に自然の中にあるからとか、都会の中とか、全く関係ございませんので、宿泊事業者としてどこまでそういう判断をしていたのかというのは、先ほどの繰り返しになりますが、かなり詳細に進めているところでございますので、そういった中で確認していくこととなっておりますので、現在では大変申し訳ございませんが、結果こうでしたという段階まではお知らせできないのですけれども、少なくとも3回目の駆除に入っているという事実もございます。まだ完全に駆除できているという確認は取れていないということも聞いております。

大分前進はしてきているのですけれども、非常に駆除も難しい。自分のところで発生するということもありますし、持込みということもありますので、今後どのようにしていくのかということも踏まえて、今回の事案をしっかりと検証していく必要があるのではないかと考えておりますし、事業者にもその旨徹底してまいりたいと考えてございます。

○この委員

とにかく駆除をして、再開できるように準備をしていただくということが先決ですけれども、今課長がおっしゃった未知のそうした事案に対して、運営事業者として、先ほどこの事業者もそうですがというお話がありましたけれども、そのとおりだと思うのですが、宿泊事業者、しかも学校の授業で使わせていただいていたといったこともあるので、林間学校で使えなくなってしまったということも考えると、このことはしっかり検証していただきながら、早期の再開ができるように取り計らっていただきたい。要望で終わります。お願いいたします。

○西村委員長

ほかにご発言よろしいでしょうか。

それでは、ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

そのほかに、その他で何かございますでしょうか。

○守屋スポーツ推進課長

それでは私から、しながわシティラン2026の参加者募集についてと、インクルーシブスポーツチャレンジデーの開催について、続けてご説明させていただければと思います。サイドブックの3、その他、しながわシティラン2026の参加者募集についてをご覧ください。

6月の区民委員会で、しながわシティランの開催に向けた進捗についてご報告させていただいたところでございますが、今回、募集パンフレットが完成いたしましたので、参加者募集などについてご報告させていただければと思います。

表紙なのですけれども、こちらが今年のメインビジュアルとなっております。文字が小さくなっておりますけれども、開催日が2026年の3月8日となっております。

次のページをご覧ください。こちらはしながわシティランのおすすめポイントとして大きく記載しておりまして、魅力あるコースや種目、サステナブルな取組や、会場の快適な環境などを記載しております。また、大会ゲストですが、前回大会に引き続き、10kmは安田大サーカス団長の安田さん、ファミリーラン1kmは大山加奈さんとなっております。

大会概要は記載のとおりとなっておりますが、2026大会では、車椅子利用者も年齢に関係なく大会に参加いただけるよう、しながわ区民公園内の約700mのコースを走行する車いすチャレンジという種目を新設しております。

次に、参加者募集スケジュールですが、9月1日から募集を開始いたしまして、10月27日が締切りとなっております。その後のスケジュールは記載のとおりとなっております。

また、本年度は、右側ですが、ふるさと納税の返礼品として、3万円の寄附をしていただいた方に10kmの出走権を進呈いたします。先着50人となっております、申込み期間は9月1日から10月31日までとなっております。

その他、収容関門などは記載のとおりとなっているところでございます。

次のページに行ってくださいまして、次がしながわシティランのコース図となっております。まず、10kmのコースですが、昨年度と同様にしながわ区民公園をスタートしてから、旧東海道、天王洲通り、京浜運河緑道公園、大井ふ頭中央海浜公園、競馬場通りを走行し、大井競馬場でフィニッシュするという10kmのコースとなっております。

また、右側の、少し図面が小さくなっていますが、区民公園内で実施いたしますジュニアランの2km、ファミリーラン1km、車いすチャレンジのコース図となっております。

また、こちらの募集パンフレットには記載がございませんが、9月30日から大会のボランティアの募集も開始いたします。対象募集人数は、高校生以上の120名程度で先着順となっております。活動内容は、手荷物の預かりや、参加者や来場者の誘導、会場案内などです。申込み方法ですが、しながわシティランの特設サイトがございまして、そちらから電子申請での申込みとなっております。周知方法は、広報しながわや、今申し上げました特設サイト、SNSの配信等を予定しております。

以上で、しながわシティラン2026の参加者募集についての説明を終わります。

続きまして、サイドボックス、その他のインクルーシブスポーツチャレンジデーの開催についての資料をご覧ください。

こちら、インクルーシブスポーツチャレンジデーですが、パラスポーツ、デフスポーツをはじめ、各種スポーツを体験できるイベントを開催し、障害のある人もない人も共に楽しみ、交流することで、参加者がインクルーシブな視点を持ち、障害者理解の促進を図ることにより、共生社会の実現を目指しております。

実施日時ですが、9月27日土曜日の午前10時から午後3時で、場所はしながわ中央公園の多目的広場・庭球場・ボルダリング場で行う予定となっております。

実施競技につきましては、文字が小さくて恐縮ですが、会場の下のところに記載のとおりとなっておりますが、今年度は、「東京2025デフリンピック開催記念」という冠をつけておりまして、開催直前のデフリンピックの啓発も行いまして、デフリンピックをさらに盛り上げていきたいと考えております。また、パラリンピアンなどによる車いすバスケットボールや車いすのテニスの体験会、ブラインドサッカーやデフサッカー、デフ陸上体験などを実施する予定でございます。

次のページをご覧ください。体験種目の詳細や会場図などは、記載のとおりとなっております。

最後に周知方法でございますが、広報しながわ、区ホームページ、SNSでの周知や、本チラシを地域センターや保育園、幼稚園、小・中学校などの区立施設に配架するとともに、明晴学園などの私立学校にも配付することを予定しております。

○西村委員長

説明が終わりました。

それでは、ただいまの2件につきまして、ご質疑等ございましたらご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

そのほかに、その他で何かございますでしょうか。

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。これもちまして、区民委員会を閉会いたします。

○午後２時４１分閉会